

「ふれあいの森」における協定の締結について

令和7年7月8日
鳥取森林管理署長

下記のとおり、鳥取森林管理署管内のふれあいの森において、活動希望者との協定を締結したので公表します。

1. 「ふれあいの森」制度の概要

(1) 趣旨

国有林野においては、広く国民に開かれた管理経営の推進に資するとともに、森林をフィールドとしたボランティア活動に参加したい、直接森林とふれあいたいなど国民の皆様の様々なご要望に応じて参りました。さらに近年、企業の社会的責任(CSR)活動等新たな協定締結による国民参加の森林づくりが増加し、また、広範な区域について長期間の協定締結が希望されるなど国民のニーズも多様化・高度化しています。

そこで、それらのニーズに対応しつつ、広く国民に開かれた国有林野の整備を進めるために、手続きの透明性をより高めつつ、多様な森林整備や保全活動の要請に対応できるよう、協定締結による「国民参加の森林づくり」を推進しています。

(2) ふれあいの森における自主的な森林整備活動

団体が自ら企画して行う、森林整備活動を目的とした植栽、保育、森林保護等の活動や、それらの活動と一体となって実施する森林・林業に関する理解の増進に資する活動を実施していただく事が出来ます。

2. 協定相手方

団体名 江府町
代表者 町長 白石 祐治
所在地 鳥取県日野郡江府町江尾1717番地1

団体名 サントリーホールディングス株式会社
代表者 サステナビリティ経営推進本部長 藤原 正明
所在地 東京都港区芝浦三丁目1番1号

3. 協定を締結した森林の概要

(1) 所在地 鳥取県日野郡江府町 鏡ヶ成国有林 720 林班（イ小班を除く）及び 721 林班

(2) 面積 173.68ha

(3) 法令制限 水源かん養保安林、保健保安林、国立公園第1種特別地域、国立公園第2種特別地域、鳥獣保護区の法令制限がかかっています。

4. 協定内容

(1) 協定期間 自 2025年4月1日 至 2030年3月31日
(2) 活動内容 歩道整備、ササ刈り（天然更新補助）、除間伐、野生鳥獣調査
(3) 協定書 別紙（写）のとおり

5. 更新事由

江府町及びサントリーホールディングス株式会社は、当該国有林において野生鳥獣の調査及び、ナラ枯れ被害木の調査を行っています。また、有識者を交えた運営協議会を継続的に実施し、森林・林業に関する理解の増進に資する活動に実績があります。協定更新後の活動についても、趣旨に沿う活動が期待されます。

3. お問合せ先

鳥取森林管理署 業務グループ 森林ふれあい担当
所在地 鳥取県鳥取市吉方109 鳥取第3地方合同庁舎2階
電話 050-3160-6125

(写)

ふれあいの森における森林づくり活動に関する協定書

鳥取森林管理署（以下「甲」という。）と江府町（以下「乙」という。）及びサントリーホールディングス株式会社（以下「丙」という。）は、ふれあいの森における森林づくり活動（以下「活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第1（協定の目的）

この協定は、協定締結者の役割を明らかにするとともに、協定締結者の連携及び協力により、この協定に基づく活動が円滑に実施されることを目的とする。

第2（ふれあいの森の名称、位置及び面積）

甲は、鳥取森林管理署鏡ヶ成国有林720林班（イ小班を除く）及び721林班の173.68haをふれあいの森として丙に活動させるものとする。

なお、ふれあいの森の名称は、サントリー「天然水の森奥大山」とする。

第3（協定者の役割）

- 1 乙は、この協定において、丙の活動に地元意見を反映させるための調整等を行うものとする。
- 2 乙及び丙は相互に連携し、「協定締結による国民参加の森林づくり実施要領」の趣旨に則した活動が実施されるよう誠実に取り組むものとする。

第4（協議会の設置）

甲、乙及び丙は、この協定において実施する森林整備等の計画策定に際して、幅広い意見を聴取し、これを反映させるよう努め、開かれた活動に資するため、地域の関係者や関係機関、学識経験者により構成される協議会を設置するものとする。

第5（活動計画の策定）

丙は、活動に際し、事前に乙との調整の上、丙の実施可能な範囲で、地元意見を踏まえた活動計画を策定し、第6項から第8項までの手続きを行うものとする。

第6（全体活動計画書の提出）

丙は、活動の実施にあたって、別紙様式1により全体活動計画を作成し、甲と調整した上で、この協定締結のあった日から14日以内に甲に提出するものとする。

なお、丙は、活動を丙の指定する者（以下「活動実施者」という。）に委託して実施することが出来るものとし、甲はこれを承諾する。

第7（年間活動計画書の提出）

丙は、毎年度の活動の実施にあたって、別紙様式2により年間活動計画を作成し、甲と調整の上、前年度末までに提出するものとする。なお、初年度にあつては活動を実施する前までに甲に提出するものとする。また、年度途中で活動内容を著しく変更しようとする場合は、あらかじめ甲と連絡及び調整を行うものとする。

第8 (活動実績の報告)

丙は、毎年度の活動実績について、別紙様式3により年度末までに甲に報告するものとする。

第9 (活動の実施)

- 1 丙は、別紙様式1及び2の計画に沿って活動を実施するものとする。
- 2 甲、乙、丙及び活動実施者は、適切な連絡調整を図りながら、活動の円滑な実施に努めるものとする。
- 3 乙及び丙は、活動実施者に対し、活動を行う森林が各般の法令等の制限を課せられている場合にあっては、その法令等による規定を遵守させ活動を実施するものとする。

第10 (入林の際の連絡・調整)

乙及び丙は、入林する場合にあっては、その都度、事前に当日の責任者名、入林者数、活動内容、入林期間等を、甲に書面（FAXによる場合を含む。）等により連絡し、必要な調整を行うものとする。また、乙及び丙は、責任者に活動参加者名簿を携行させるものとする。

第11 (安全確保等の措置)

- 1 丙は、活動の実施の都度、実施場所ごとに責任者を配置するとともに、事故の未然防止に必要な措置、事故発生時等の連絡等の緊急体制の確保及び事後措置等について万全を期すること。
- 2 丙は、この協定に基づく活動の参加者の安全を責任をもって確保するものとする。万一、活動に伴い事故が発生し、活動参加者が負傷等した場合の補償等の責任の所在について、あらかじめ明確にしておくこととする。

第12 (経費の負担)

活動の実施に要する経費は、丙が負担するものとする。

第13 (立木竹等の所有権等の権利)

乙及び丙は、この協定締結期間中及びこの協定締結終了後のいずれにおいても、実施箇所の土地、立木等についての所有権及び、活動により生ずる全ての権利を有しないものとする。ただし、乙及び丙は、活動の実施に必要な範囲で、活動の場所内に限り、活動によって生じた間伐材等を利用することが出来るものとする。

第14 (施設の設置等)

- 1 乙及び丙は、活動に必要な施設を設置する場合は、仮設工作物等簡易なものであって、土地の形質変更が軽微なものに限るものとし、施設の設置計画等についてあらかじめ甲に連絡し、調整を行うものとする。
- 2 丙は、活動が終了した場合には、設置した施設を収去するものとする。ただし、甲がその必要がないと認めたときはこの限りではない。

第15 (法令等の遵守)

乙及び丙は、活動の対象となる国有林野に係る法令等による規定を遵守するものとする。

第 16 (山火事防止等の措置)

- 1 乙及び丙は、当該実施箇所及びその周辺において、土砂の崩壊もしくは流出、火災等の災害又はその他の被害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、遅滞なく甲に届け出るものとする。
- 2 丙は、活動参加者に対して、当該箇所及びその周辺における火災防止に充分留意し、山火事防止に万全を期すとともに、万一、山火事が発生した場合には、直ちに甲及び消防関係機関等に連絡するものとする。
- 3 丙は、活動参加者に対して、活動に伴うゴミの始末等の注意を呼びかけ、当該実施箇所及びその周辺における環境美化に努めるものとする。

第 17 (損害賠償)

乙、丙及び活動実施者は、その責に帰すべき事由により、立木竹、その他の国有財産に損害を与えた場合には、これに相当する金額を補償するものとする。

第 18 (活動の円滑な実施への協力)

甲は、活動が円滑に実施されるよう、活動の開始に当たっての現地案内及び説明並びに活動計画の策定に当たっての助言等の協力を行うものとする。

第 19 (ふれあいの森の適切な管理)

甲は、ふれあいの森が国民により自主的に整備等されるものであることを踏まえ、適切な管理を行うものとする。

第 20 (協定の破棄)

- 1 甲は、次の場合、この協定を破棄することが出来るものとする。この場合、甲は事前に乙及び丙へ通知するものとする。
 - ① 活動の対象となる国有林野に係る法令等に違反する行為があった場合
 - ② この協定に基づいた活動の実施の見込みがない、又は活動の円滑な実施に著しい支障が生じたものと認められる場合
 - ③ ふれあいの森の全部又は一部を、国又は地方公共団体において公共用、公用又は国の公益的事業の用に供する必要が生じた場合
 - ④ 国有林野事業の管理経営に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすものと認められる場合
 - ⑤ この協定締結による国民参加の森林づくり実施要領第5の2の団体の条件の全部又は一部を満たさないことが明らかになった場合
 - ⑥ 協定締結者としてふさわしくない行為をしたことなどにより、協定締結者として不適当であると認められる場合
- 2 丙は、この協定の有効期間中において、この協定を継続しがたい事由が生じた場合、3ヶ月前までに書面により甲及び乙に通知することにより、甲及び乙と諸条件調整の上、別紙様式4により協定解消の申請書を甲に提出することにより、協定を破棄することが出来るものとする。

第 21 (協定の有効期間)

- 1 この協定は、2025年4月1日から2030年3月31日まで効力を有するものとする。
- 2 この協定は、丙から活動の申し出があり、甲がこれを認める場合は更新できるものとする。

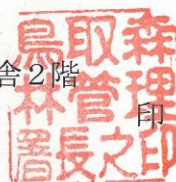
第22（その他必要と認められる事項）

この協定の実施につき疑義の生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、この協定書3通を作成し、三名記名押印の上、各自その1通を保有する。

2025年 3月13日

（甲）鳥取県鳥取市吉方109 鳥取第3地方合同庁舎2階
鳥取森林管理署長 寺岡 猛



（乙）鳥取県日野郡江府町江尾1717番地1
江府町長 白石 祐治



（丙）東京都港区芝浦三丁目1番1号
サントリーホールディングス株式会社
常務執行役員 サステナビリティ経営推進本部長
藤原 正明



(別紙様式1) 「ふれあいの森」における全体活動計画書

年 月 日

鳥取森林管理署長 殿

協定者(代表者)

住所 東京都港区芝浦三丁目1番1号

サントリーホールディングス株式会社

常務執行役員

サステナビリティ経営推進本部長

氏名

「ふれあいの森」における全体活動計画書

1 「ふれあいの森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
サントリー 「天然水の森 奥大山」	鏡ヶ成国有林 720 林班(イ小班除く)、721 林班	173.68ha

2 全体活動計画

(1) 活動の目標

--

(2) 活動の内容及びスケジュール

活動内容	1年次 2025年	2年次 2026年	3年次 2027年	4年次 2028年	5年次 2029年	合計
合 計						

(注)・活動内容については、頻度(回数)等について記述する。

・資材・道具置場等の仮設工作物を設置する場合は記述する。

3 その他

※ 各種法令の指定状況

水源かん養保安林、保健保安林、国立公園第1種特別地域、国立公園第2種特別地域、
鳥獣保護区

(注) 本欄については、森林管理署で記入。

(別紙様式2) 「ふれあいの森」における年間活動計画書

年 月 日

鳥取森林管理署長 殿

協定者(代表者)

住所 東京都港区芝浦三丁目1番1号

サントリーホールディングス株式会社

常務執行役員

サステナビリティ経営推進本部長

氏名

年度「ふれあいの森」における活動計画書

1 「ふれあいの森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
サントリー 「天然水の森 奥大山」	鏡ヶ成国有林 720 林班(イ小班除く)、721 林班	173.68ha

2 年度活動計画

活 動 内 容	活 動 時 期				
	月	月	月	月	月
合 計					

参考：活動項目の例：植樹、下刈、間伐、歩道整備、自然観察、林内清掃など

3 その他

※ 各種法令の指定状況

水源かん養保安林、保健保安林、国立公園第1種特別地域、国立公園第2種特別地域、
鳥獣保護区

(注) 本欄については、森林管理署で記入。

(別紙様式3) 「ふれあいの森」における年間活動実績報告書

日

年 月 日

鳥取森林管理署長 殿

協定者(代表者)

住所 東京都港区芝浦三丁目1番1号

サントリーホールディングス株式会社

常務執行役員

サステナビリティ経営推進本部長

氏名

年度「ふれあいの森」における活動実績報告書

1 「ふれあいの森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
サントリー 「天然水の森奥大山」	鏡ヶ成国有林 720 林班(イを除く)、721 林班	173.68ha

2 年度活動実績

実 施 日	活動実施者	参加者数 (参加者内訳)	活動内容(数量等)

※ 参加者数欄には、参加者の内訳を記載して下さい。

内訳は、幼児、小学生、中学生、高校生、大学生、教育委員会、緑の少年団、大人、等により区分して下さい。

本表により書ききれない場合は、別紙同様の様式により報告して下さい。

3 その他

(別紙様式4) 「ふれあいの森」の協定解消の申請書

年 月 日

鳥取森林管理署長 殿

協定者 (代表者)
住所 東京都港区芝浦三丁目1番1号
サントリーホールディングス株式会社
常務執行役員
サステナビリティ経営推進本部長
氏名

1 協定の森の名称・位置・面積・協定の有効期間

2 これまでの活動経緯・現状

3 協定解消を求める事由

4 施設等の撤去の有無

(1) 撤去必要な施設等の有無 有・無

(2) (1)で「有」とした場合の、施設種類・施設数

(3) (1)で「有」とした場合の、施設撤去予定期日 年 月 日

名称	位置	面積	協定の有効期間
	国有林 林班 小班	ha	年 月 日 ～ 年 月 日
	国有林 林班 小班	ha	年 月 日 ～ 年 月 日

ふれあいの森サントリー「天然水の森奥大山」協定区域位置図
鏡ヶ成国有林720林班（イ小班を除く）及び721林班
面積173.68ha（720林班70.65ha、721林班103.03ha）

